

## 北部大阪都市計画畠田町南地区地区計画（茨木市決定）

都市計画畠田町南地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

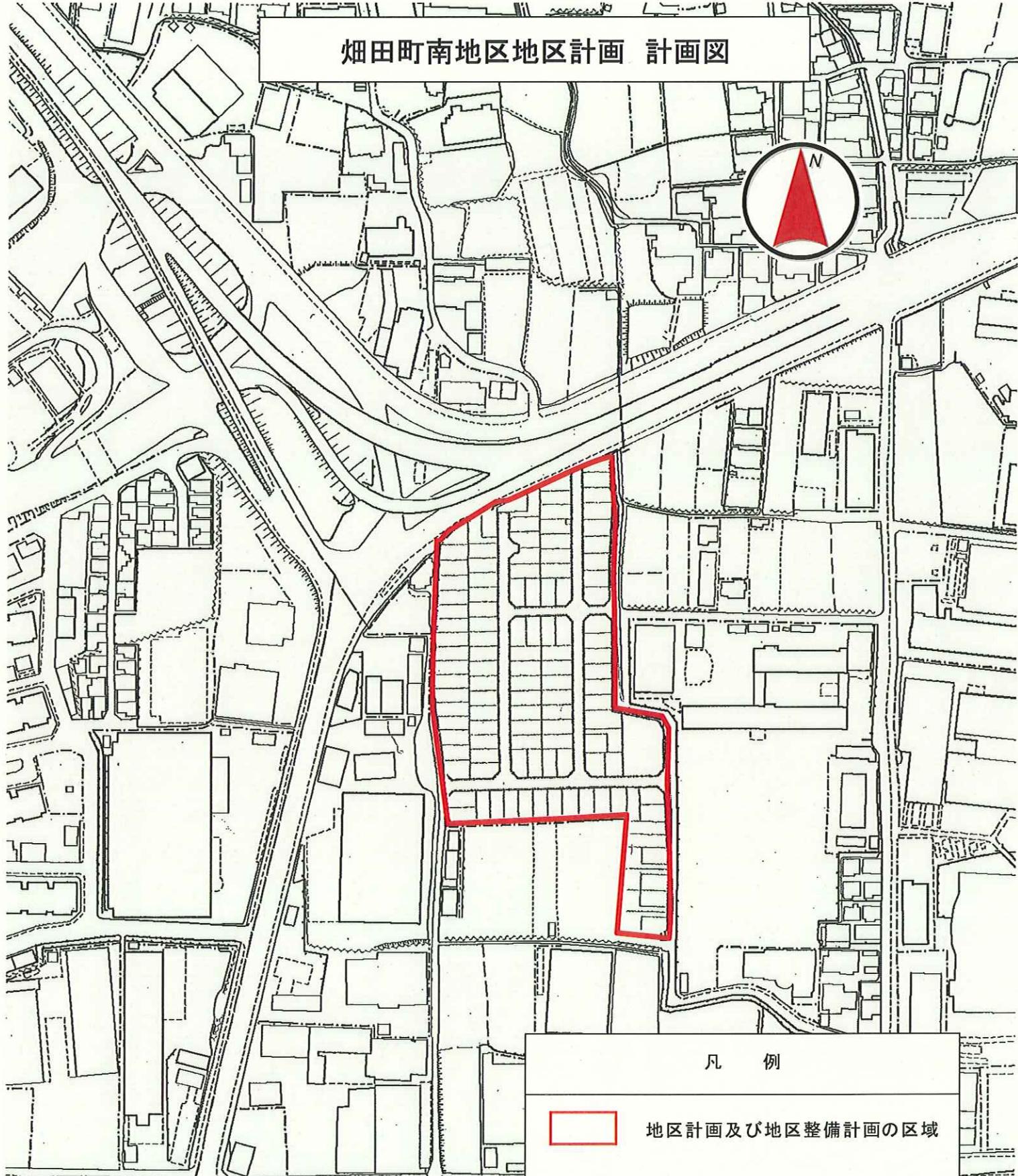
名 称	畠田町南地区地区計画	
位 置	茨木市畠田町地内	
面 積	約 1. 2 ha	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、JR茨木駅より北約2kmに位置しており、周辺は公共施設が充実し、また交通至便な地区である。 本地区計画は、このような利便性の高い周辺環境の中で、一団の低層戸建住宅を適切に誘導し、地区内の住環境を形成、保全することを目的とする。
	土地利用の方針	地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導し、まちなみにも配慮した住環境の形成と保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1. 建築物の用途及び高さなどの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成・保全を図る。 2. 垣、さくの構造等の制限により、安全性を保持し緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。

## 2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一戸建ての住宅</li> <li>(2) 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの</li> <li>(3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。）</li> <li>(4) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。）</li> <li>(5) 前各号に附属する自動車車庫</li> </ul>
	建築物の敷地面積の最低限度	100 平方メートル
	建築物の高さの最高限度	10 メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路（国道171号を除く。）に面する垣又はさくは、生垣あるいはネットフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高さが0.6メートル以下のもの</li> <li>(2) 門</li> <li>(3) 門の袖でその長さが2.0メートル以下のもの</li> </ul>

「地区計画及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

# 畠田町南地区地区計画 計画図



地区計画及び地区整備計画の区域

計 画 図

平成 23 年度  
北部大阪都市計画  
地区計画の決定  
(茨木市決定)

S = 1 / 2, 500